

あやせ環境教育推進基本計画

—平成27年度～平成35年度—

綾 瀬 市

平成27年3月

目 次

1	環境を取り巻く現状	1
2	計画策定の背景	1
3	環境教育推進基本計画の策定趣旨	2
4	計画の位置づけ	2
5	対象期間	3
6	計画の目指す方向	3
7	推進にあたっての視点	4
8	各主体の役割	8
9	各主体の現状と課題	10
10	行動計画	15
11	計画の推進・進行管理	18

1 環境を取り巻く現状

近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする社会経済活動の急速な進展により、私たちの生活の利便性は向上したものの世界的な気候変動等が引き起こされ、世界人口の増大や新興国における経済成長等を背景に、環境や資源面での制約がさらに高まっています。

特に、地球温暖化の進行、生物多様性の喪失、資源の枯渇等の世界規模での環境問題は身近なものとなり多くの課題が生じています。これらは、私たちの将来の生活基盤を根底から揺るがすほどの深刻さがあるにもかかわらず、その影響がすぐには目に見えにくく、かつ、様々な要因が絡んだ複雑な問題であり、その対策が着実に進んでいるとは言いがたい状況にあります。

こうした問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、ライフスタイルを環境に配慮したものに転換するなど、家庭、学校、職場、地域等の中で取り組まなければならないものとなっています。

2 計画策定の背景

環境教育については、昭和47(1972)年の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示され、行動に結びつくような人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

また、平成14(2002)年には、ヨハネスブルグサミットにおいて、日本政府と日本のNGOにより、持続可能な開発の実現は人づくりが重要であるとの観点から「持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の10年(以下「ESDの10年」という。)」の採択について提唱され、同年12月の国連総会において「国連ESDのための10年」が採択されました。

一方、国においては、平成23(2011)年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)を制定し、平成24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を閣議決定し、環

境保全活動等の推進についての基本的な事項や施策を示しています。

なお、「環境教育等促進法」第8条により、市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めることとされています。

3 環境教育推進基本計画の策定趣旨

環境という私たち共通の生存基盤は、だれのものでもありません。だれのものでもないだけに、だれかが守り、良くしてくれるものではありません。社会を構成する家庭、学校等、事業者、市民団体、市等といったあらゆる主体が、自らの問題としてとらえ環境問題に取り組む必要があります。

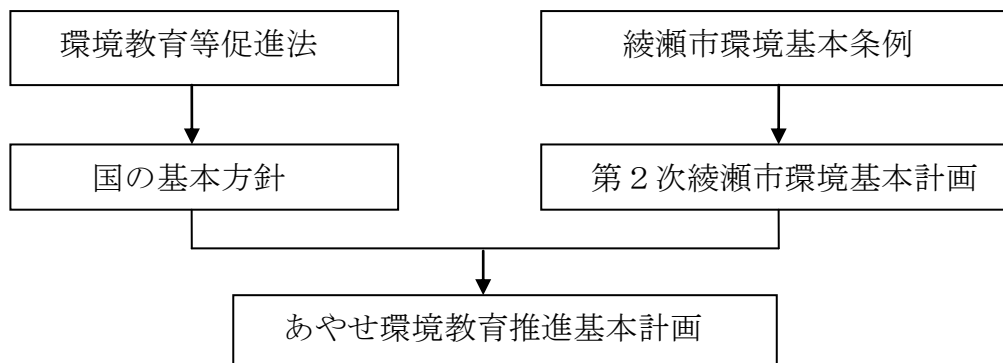
そのために、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも行動に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要となっています。

このような中、市では、「あやせの緑と水をみんなで育み、環境にやさしい暮らしを实践し、安全なまちづくりを進める」ことを基本テーマに、持続可能な社会を構築するための目標及び具体的な取組を定めた、「第2次綾瀬市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）」を平成26年3月に策定しました。

「環境基本計画」の環境の将来像VI「環境を保全・創造するために、市民・市民団体・事業者・市がみんなで協働するまち」の中の基本目標の一つに「環境教育・環境学習を進め、あやせの環境を育む地域の人づくりを進めます」と定めており、あらゆる機会を活用して、子どもから大人までを対象とした環境教育・環境学習を進めることとしています。

4 計画の位置づけ

- (1) 「環境教育等促進法」第8条の規定に基づく、市の行動計画とします。
- (2) 「綾瀬市環境基本条例」第13条の、環境教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実を図るための計画とします。
- (3) 「環境基本計画」に定める「環境教育・環境学習を進め、あやせの環境を育む地域の人づくりを進めます」を具体化する計画とします。



5 対象期間

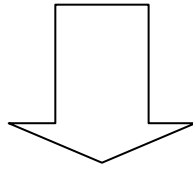
対象期間は、「環境基本計画」の対象期間に合わせ、平成27年度から平成35年度までとします。

6 計画の目指す方向

「環境基本計画」の中の基本目標の一つである「環境教育・環境学習を進め、あやせの環境を育む地域の人づくり」を本計画の目指す方向とします。

なお、国の基本方針に示されている、環境教育によりはぐくむべき能力と環境保全を推進していくために求められる人間像は、次表のとおりです。

環境教育によりはぐくむべき能力(国の基本方針)	
○未来を創る力 ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力 ・課題を発見・解決する力 ・客観的・論理的思考力と判断力・選択力 ・情報を活用する力 ・計画を立てる力 ・意志疎通する力 ・他者に共感する力 ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力 ・想像し推論する力 ・地域を創り育てる力 ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力 ・新しい価値を生み出す力 等	○環境保全のための力 ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力 ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力 ・環境配慮行動をするための知識や技能 ・環境保全のために行動する力 等



- 環境保全を推進していくために求められる人間像として、国の基本方針では以下の例を挙げています。
- ・ 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
 - ・ 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
 - ・ 他者と議論し、合意形成することのできる人間
 - ・ 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
 - ・ 他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
 - ・ 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
 - ・ 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

7 推進にあたっての視点

綾瀬市の環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されますが、共通の基礎的な要素として重視すべきことは、次のとおりです。

(1) 地球規模の視点を持つこと

今日の環境問題は、廃棄物などの身近なものから地球規模の環境問題まで広範多岐にわたっていますが、その全てが、私たちの日常生活や事業所の活動などに密接に関係しています。私たちの全ての活動が地球規模の環境問題と関わりがあることを認識し、一地域に留まらない地球規模の視点を持ち、環境保全活動を行うようにする環境教育が必要です。

(2) ライフステージに応じる

環境教育は、人生における各段階（ライフステージ）に応じて取り組む必要があります。その際、発達段階に応じたアプローチ（感性→知識→行動）など、中・長期的な視点が求められます。例えば、幼年期においては身の回りの環境に興味をもち、物を大切にしたり心や動植物などを愛する心を育むような、家庭をはじめ、

幼稚園・保育所等での環境教育が必要です。そして、その後の発達段階に応じて、家庭だけでなく、学校や職場、地域社会における環境教育により、日常生活の中で様々な環境配慮の取組を行うようになり、さらに就労年齢期以降は、自分自身が学び環境保全活動を実践するだけでなく、子どもや環境に関心の低い人などに対して、環境教育を行うなどの役割を担うようにする必要があります。

(3) 体験を重視する

環境教育は、単なる知識の習得だけでなく、一人ひとりが自ら体験し、感じ、理解するというプロセスを踏むことにより、知識や理解を行動に結びつけることができるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切です。

特に、子どもにとっては、今住んでいる地域の気候風土や自然環境の中での驚きや感動などの「五感で感じる素晴らしさ」が、一生における環境に対する価値観の形成に大きく影響すると考えられます。

(4) 「いのち」のつながり、「いのち」の大切さを学ぶ

私たち人間は、この地球上のいのちある生物などで構成される生態系の中で、一つの生物種として、他の生物とともに生きていることを学ぶ必要があります。

いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちあるものは相互にかかわり合い支え合う存在であることを感じ理解することが、いのちを尊ぶ心を育むことにつながり、社会全体で一つひとつのいのちを大切にすることにつながります。

また、生態系は、大気・水・土壌などの非生物と生物の両方の要素で成り立っており、両者が適切にバランスのとれた状態でなければ生物のいのちは、維持できないことを学ぶことも大切です。

(5) 環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる

環境教育においては、「人間と環境とのかかわりに関するもの」と「人間と人間とのかかわりに関するもの」の両方を学ぶことが大切であり、私たちの日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものです。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌などの非生物質の物質等と生物に含まれる物質とが相互に循環しつつ微妙なバランスのもとで成り立っている生態

系の集まりであり、私たちはこうした微妙な環境のバランスによって支えられていると同時に環境を破壊する側にも被害を受ける側にもなりうることや、過去から現在に至るまでの環境の変化、社会経済の仕組み、生活や文化について総合的に理解する必要があります。

このようなことから、環境問題を一面的ではなく、それぞれの要素を相互に関連づけながら、その背景や原因などを多面的にとらえるとともに、科学的知識等に基づき客観的かつ公平な態度でとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが大切です。

(6) 地域社会全体が協働して取り組む

環境教育や環境保全活動は、一人ひとりの日々の暮らしに深いかわりがあり、地域の自然、さらには自然がもたらす災害などつながりがあることから、地域社会全体が協働して取り組むことが効果的です。

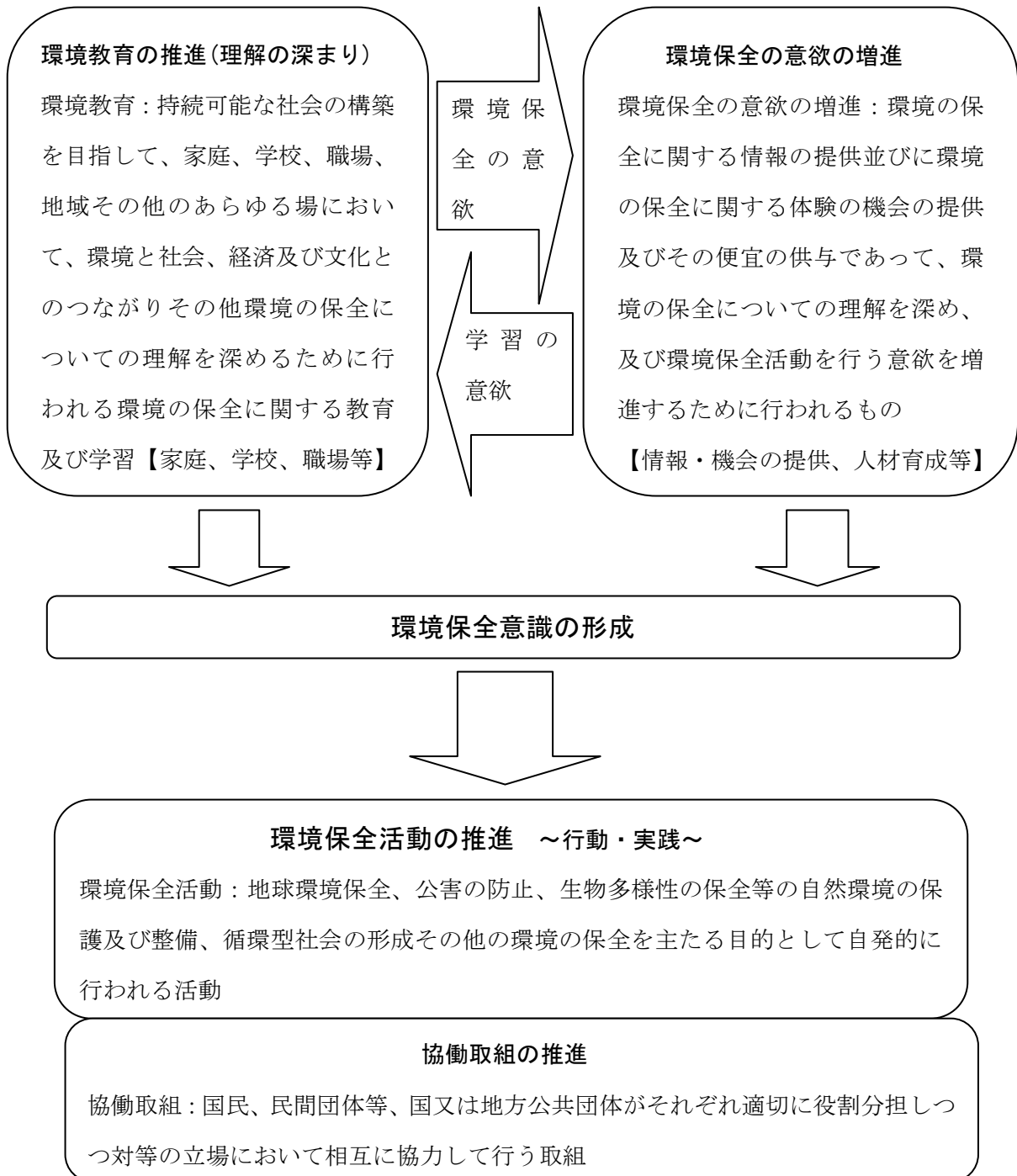
家庭、学校等、事業者、市民団体、市等それぞれが実践する環境教育等の取組がつながり、連携することによって、地域に根ざした取組となることから、各主体が適切な役割分担のもとで、パートナーシップづくりを進める必要があります。

なお、協働取組を効果的に実施するための留意点は次のとおりです。

対等な立場と役割分担	参加する各主体は、協力し合いながら社会を支えるパートナーとして対等な立場にあることを互いに確認しつつ、それぞれが分担する役割にのっとった自主的取組を連携しながら行うことが必要です。
相互理解と信頼醸成	環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的は主体ごとに異なることを相互に理解し、尊重することが前提で、そのためには、参加主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有し信頼関係を築いていくことが必要です。
調整役や促進役の活用	異なる考えを持つ各主体間で相互理解を深め、合意形成して、ネットワークを形成していくに当たっては、調整役(コーディネーター)の存在が重要です。また、各主体の自発的な行動につなげていく役割を持った促進役(ファシリテーター)も、ネットワーク形成のためには重要です。

情報公開と 政策形成への 参加	協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化するため、各主体が有する情報公開が重要です。また、政策の計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要です。
-----------------------	---

計画の主旨と用語の定義



8 各主体の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、人を育てる原点であることから、人づくりを進めていく上で重要な役割を担っており、家族の間での食事、買い物、遊び、住まい等の生活全般を通じて、環境に配慮した暮らしの知恵を伝えることができることから、家庭の中で環境教育を行うことは非常に効果的です。

家庭は、特に幼年期及び就学年齢期の子どもたちの環境教育の場として、おとなが、子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えていく役割を担います。

例えば、省エネルギーやごみの減量・分別、グリーン購入など、環境に配慮した日常生活を積極的に実践し、家庭でのコミュニケーションや子どもへのしつけ等を通して、家庭でできる取組・行動を拡大させていくことが求められます。

(2) 学校等の役割

学校等は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、効果的な環境教育が期待できます。また、集団活動を通して、環境問題の解決に必要な不可欠な「人とかかわる力」を養うことができることから、環境教育における学校等の役割は重要です。

学校等は、幼年期から就学年齢期の子どもの環境教育の場として、様々な活動を通じ、幼児・児童・生徒が環境を大切に考えるよう、教育する役割を担います。あわせて、単に知識だけではなく、それを行動に結びつけるためのマナーや道徳心を育む役割を担います。

(3) 事業所の役割

平成22年度の市域からの二酸化炭素排出量のうち、産業部門（建設業、製造業、農林業）が全体の66.3%を占めると推計しています。地球温暖化の進行が深刻な問題となっている今、事業所は、事業活動に伴って発生する環境負荷を正しく把握し、地球温暖化対策等に取り組むことが求められています。

このため、事業所は、就労年齢期における環境教育の場として、従業員に対する計画的な環境教育と環境に配慮した事業活動を行うとともに、地域社会の一員として清掃・美化活動、植樹等の環境保全活動を実施するなどの役割を担います。

例えば、CSR(企業の社会的責任)として、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入により環境配慮と産業活動の両立に取り組むことや地域団体等が行う環境保全活動に参加・協力することが求められます。

(4) 市民団体の役割

市民団体は、公益的な活動の担い手として不可欠な存在となっており、環境課題等の解決に向けて、様々な主体と連携して地域の環境保全活動等に向けた取組を推進することが求められます。

例えば、市民が環境の保全・創造のための取組に自主的に参加できる機会や場所を提供したり、市民への情報提供、環境教育等を推進することが求められます。

なお、市が事務局を務める「あやせ環境ネットワーク」は、環境に関心のある市民、環境をテーマに活動する市民団体及び市内各種団体によって構成されており、環境教育等を進める協働の中心母体として活動を進め、「環境基本計画」に示された取組を推進することが目的とされており、環境ネットワークの輪をさらに広げるとともに活動の充実を図ることが期待されています。

(5) 市の役割

市は、本計画に基づき、各主体と連携して総合的な取組を行うことが求められます。市民の環境に対する関心を高め、環境保全の実践活動の推進を図るため、幼年期から高齢期に至るまでの全ての市民に、環境に関する情報を分かりやすく提供し、環境学習機会を提供するとともに、環境教育の実施を担う人材の育成や活用を促進する役割を担います。

CSRとは・・・

Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略称。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動するべきであるという考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

エコアクション21とは

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。

市民団体とは

環境基本計画において、市内で環境の保全と創造に関するさまざまな活動(ボランティア活動、地域活動、非営利活動)を進めている団体を「市民団体」と位置づけています。

あやせEMS(綾瀬市環境マネジメントシステム)とは

平成24年7月に構築された綾瀬市独自の環境マネジメントシステム。環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証に代わる自己管理を基本とした、市の省エネルギー・省資源、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を体系的に管理する仕組みです。

9 各主体の現状と課題

(1) 市民(家庭)

平成24年12月に実施した市民へのアンケート(有効対象数998人、有効回収数501人、以下「アンケート」という。)によると、家庭において何らかの省エネ行動を実践している人の割合は80%を超えており、市民の環境配慮行動は定着しています。

しかし、関心のある環境問題として「地球温暖化」を選択した人の割合は、55%と低く、地球温暖化対策に向けた取組で、「地球温暖化に係る環境学習の推進」が大切であると回答した人の割合は、15%にとどまっています。平成23

年に発生した原子力発電所の事故に伴う、東京電力の計画停電の実施などの影響を受けて、市民の環境配慮行動が定着しているもので、地球温暖化の危機を正確に理解し、環境配慮行動を実践している市民の割合は、低いと思われます。

このため、環境保全に関する普及啓発の充実を図るとともに、環境保全活動を実践する機会や情報の提供を一層推進し、環境に配慮した行動や環境保全活動の実践者を増やしていく必要があります。

また、次代を担う子どもたちに、家庭での日常生活を通じた環境教育を促進することも必要です。

(2) 学校等

幼稚園及び保育所では、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」に基づき、遊びや体験などを通じた様々な環境教育が行われています。

また、小・中学校では、「学習指導要領」に基づき、子どもたちが環境を大切にする気持ちを持つとともに、環境問題を自ら考え、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動が実践できるようにするため、子どもたちの発達段階に応じ、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて環境教育に取り組んでいます。

学校等においては、環境に配慮した行動が習慣となるようにするため、教科や総合的な学習の時間等において、生命や自然の大切さや省資源・省エネルギーなどの取組を学び、実践する指導の継続が求められています。

また、地域の団体や事業所との連携に配慮しながら、教育活動全体を通じて、それぞれの地域・学校にあった取組を進めることが必要です。

環境教育をより効果的に行うため、外部指導者・専門家や環境教育プログラムの活用、自然体験活動と教職員の環境に関する研修への参加促進も必要です。

(3) 事業者

事業者においては、自らの事業活動が環境に負荷を与えているという認識に立ち、積極的に環境保全に取り組むことが自社の社会的な評価を高めることにつながるとの考えが浸透しつつあります。

市内事業者へのアンケート(有効対象数196社、有効回収数67社)によると、環境負荷の低減を目指す国際規格である環境マネジメントシステム「ISO

14001」の認証取得事業者が5社（平成23年商工会調べでは35社）、「エコアクション21」への登録事業者が2社、また、市独自の取組である「あやせエコっと21事業所編」への登録事業者が37社となっています。

なお、アンケートによると、従業員への省エネ行動を進めている事業者の割合は約70%、事業所の節電に取り組んでいる事業者の割合は約79%、ごみの減量やリサイクルの取組を進めている事業者は約76%、環境保全活動への協力については約89%の事業者が、何らかのきっかけや依頼があれば協力したいとしています。

環境マネジメントシステムを取り入れている事業者においては、職場研修として環境教育が行われていますが、現状では、このような積極的な取組を行う事業者は限られており、経費削減の面から電気や燃料の使用抑制に取り組んでいる事業者が多数を占めており、多くの事業者によって環境教育への取組が実施される必要があります。

事業者は、社会的責任や社会貢献、環境に配慮した取組の推進に伴う経費削減や生産性向上など、環境と経済が共に向上して環境保全と経済発展を高い水準で達成することを目指す、環境と経済の両立といった観点から、環境に配慮した取組や地域における環境保全の取組に積極的にかかわっていくことが求められています。

(4) 市民団体

NPO法人やボランティア団体に代表される組織で、自然環境の保全活動、ごみの減量・リサイクルなどの分野で活動するとともに、市民・学校への環境学習の場や機会の提供など重要な役割を果たしています。

全国的には、多くの市民団体が資金や人員の不足と組織をマネジメントできる人材の不足を抱えていることが指摘されており、市内においても市民団体の多くは、組織や財政面での基盤が脆弱な面も見受けられますが、「綾瀬市市民活動応援補助金（きらめき補助金）」の活用や自助努力で少しずつ基礎的な力がついてきています。

市民団体では、子どもから大人まで幅広い層を対象にした体験型などの環境教育が行われていますが、このような活動のさらなる広がりが必要であり、継続的に取組を行うためには、担い手の育成と活動を行う場の拡大が求められています。

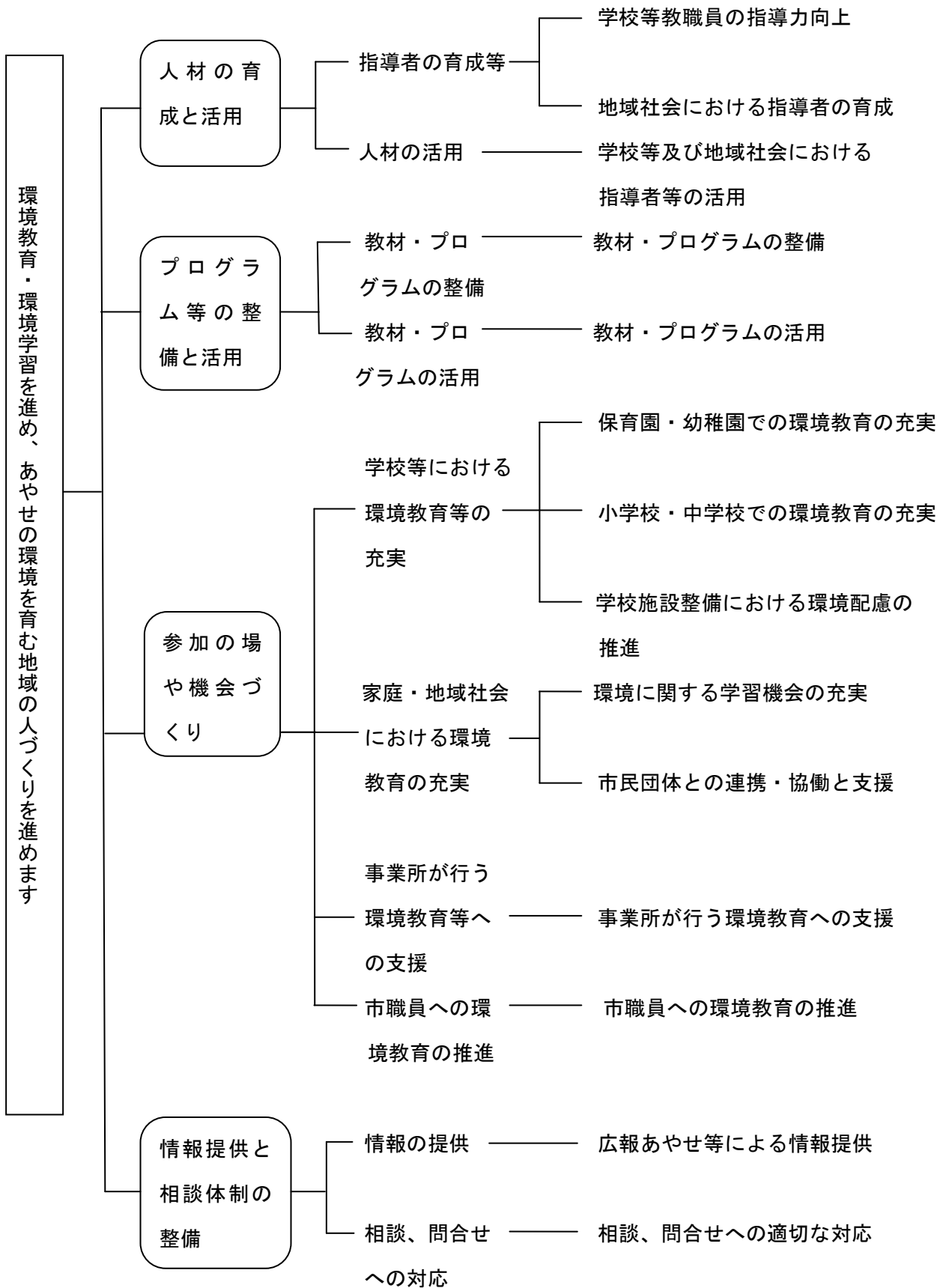
(5) 市

市では、平成15年11月に「第1次綾瀬市環境基本計画」を策定し、計画に掲げられた基本目標である「市民・事業者・市がともに意識啓発を進め、保全活動へつなげます」に基づき、環境教育・環境学習に関する取組を展開してきましたが、市民一人ひとりの環境問題に対する知識や関心は高まってきてはいるものの、広く市民の間で積極的に行動に結びついているとは言えない状況です。

環境保全に向けた実践活動は、生活の様々な場面において行われることが重要であり、市は住民ニーズの把握や地域に根ざした環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図るとともに、各主体への支援のほかに各主体間の連携・協働の支援などの取組を進める必要があります。

また、環境行政を主体的に進めるために、環境教育に携わる専門職員の育成や市職員の意識改革、さらには専門機関等との連携について模索する必要もあります。

計画体系図



10 行動計画

(1) 人材の育成と活用

【展開方向】

環境保全に関する専門的な知識を持った指導者の育成・活用と、学校等教職員の指導力向上に努めます。

ア 指導者の育成等

① 学校等教職員の指導力向上

学校等において環境教育に携わる教職員については、研修等により環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力向上に努めます。

(教育指導課、教育研究所)

② 地域社会における指導者の育成

各種講座・研修会等により、地域社会において環境教育を担う人材の育成に努めます。

(環境政策課)

イ 人材の活用(指導者等の活用)

- ・ 環境に関する知識を有する人材を活用し、環境学習会や講座等を開催します。
(環境政策課ほか講座等実施担当課)
- ・ 学校等・地域・事業所等が開催する環境学習会等に講師を派遣します。

(環境政策課)

(2) プログラム等の整備と活用

【展開方向】

市民の環境に関する正しい理解を促進し、環境保全の取組へのきっかけづくりとするため、身近な場で活用できる環境教育プログラムを作成・普及します。

ア 教材・プログラムの整備

- ・ 発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的な環境教育プログラムを作成します。
(環境政策課)
- ・ 学校等においては、環境問題が正しく理解できるよう発達段階に応じた教材等を整備します。
(教育研究所)

- ・ 市民・市民団体の有するノウハウを活かし、体験型の環境教育プログラムの整備に努めます。(環境政策課)

イ 教材・プログラムの活用

- ・ プログラムが有効活用されるよう、環境教育を担う指導者等にプログラムについて情報提供します。(環境政策課)
- ・ 環境問題への理解を深めるため、環境教育に関する教材、書籍、DVD等を活用します。(環境政策課、教育指導課、教育研究所)
- ・ 体験型の環境教育プログラムについては、ノウハウを有する市民・市民団体の協力を得て実施するよう努めます。(環境政策課)

(3) 参加の場や機会づくり

【展開方向】

年齢や環境への関心の程度に応じた、環境教育の機会を提供します。

ア 学校等における環境教育等の充実

① 幼稚園・保育園での環境教育の充実

幼児が、周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うため、楽しく、自然に学び、体験できる環境教育プログラムの幼稚園や保育所への導入を支援します。

(環境政策課、子育て支援課)

② 小学校・中学校での環境教育の充実

- ・ 各教科、道徳、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して環境教育に取り組むよう指導します。(教育指導課)
- ・ 学習指導要領に基づき、地球温暖化対策(省エネルギー等)や資源循環(リサイクル等)、生物多様性の保全に関わる事項(生物多様性の重要性等)といった地球規模の環境問題と私たちの生活が関わりのあることなどを取り上げるよう指導します。(教育指導課)
- ・ 児童・生徒それぞれの発達の段階に応じた、環境に関する教育を実施します。実施にあたっては、児童・生徒が環境に関する正しい知識を習得す

るとともに、自ら体験することに重点を置いた指導に努めます。

(教育指導課)

- ・ 地域の田畑、公園、緑地等を体験活動の場として、学校に応じて活用するよう指導します。(教育指導課)

③ 学校施設整備における環境配慮の推進

既存の学校施設の改修の際には、地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくりなどを通じて、学校の屋外教育環境を整備充実させ、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育に努めます。

(教育総務課、教育指導課)

イ 家庭・地域社会における環境教育の充実

① 環境に関する学習機会の充実

- ・ 地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環を課題として捉え、廃棄物などの身近なものから地球規模の環境課題まで広範囲にわたる内容とし、環境課題ごとの関連性についても理解できるような環境教育を展開します。(環境政策課ほか講座等実施担当課)
- ・ 知識や理解に実感を持たせ行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を取り入れた、各種の体験型教室等を環境教育の中心に位置付け開催します。(環境政策課ほか講座等実施担当課)
- ・ 環境展等のイベントを通して、参加者が楽しみながら学べる学習機会の場を提供します。(環境政策課)

② 市民団体との連携・協働と支援

- ・ 環境啓発活動を進めている、あやせ環境ネットワークやその他の市民団体と連携・協働して各種教室等を開催します。(環境政策課ほか講座等実施担当課)
- ・ 市民団体の環境保全活動への助成や事業の委託により、団体の活動を支援します。(環境政策課)

ウ 事業所が行う環境教育等への支援

- ・ 事業所における環境保全活動の促進を図るために、環境に関する講座等を開催します。 (環境政策課)
- ・ 従業員向けの共通的な環境教育プログラムを作成し提供します。 (環境政策課)
- ・ 事業所が実施する環境教育を広く紹介し、情報を提供します。 (環境政策課)

エ 市職員への環境教育の推進

- ・ あやせEMSの運用等により、職員一人ひとりの環境に関する意識を高め、その人の家庭や地域における取組につなげます。 (環境政策課)

(4) 情報提供と相談体制の整備

【展開方向】

本市における環境教育等を含む環境を守る取組に関し、情報を提供するとともに、市民等からの相談などに適切に対応します。

ア 情報の提供

市における環境教育等を含む環境を守る取組に関し、広報あやせ、市ホームページや環境展等において分かりやすく情報提供します。 (環境政策課)

イ 相談、問合せへの対応

市における環境教育等を含む環境を守る取組に関する相談、問合せなどに適切に対応します。 (環境政策課)

1 1 計画の推進・進行管理

(1) 推進体制

市環境政策担当と教育委員会・学校等がより緊密に連携・協力し、環境教育を推進します。また、市内団体や事業所と連携・協働し、環境教育を効果的に推進します。

(2) 進行管理・見直し

- ・ 環境教育等促進法第8条第5項の規定により、毎年1回、本計画に基づく施策の実施状況を公表します。
- ・ 市環境施策調整会議が、本計画による施策の実施状況について、年度ごとに点検・評価を行います。
- ・ 法律や国の施策、環境に関する課題や社会経済状況の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行います。

あやせ環境教育推進計画
(平成 27 年度～平成 35 年度)

平成 2 7 年 3 月

綾瀬市環境経済部環境政策課

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地